

2 訴えの趣旨

伊賀市温泉活用施設「伊賀の国大山田温泉」の敷地の一部について、平成 11 年 4 月 1 日時効取得を原因とする共有者全員持分全部移転登記手続を請求する。

3 事件の内容

伊賀市（旧大山田村）は、伊賀市温泉活用施設「伊賀の国大山田温泉」の開発に伴う用地取得のため、山崎勝年との間で 6 筆の土地の売買契約を平成 9 年 4 月 28 日に締結し、同年 5 月 26 日に売買代金 1,085,000 円を支払ったが、当該土地のうち 3 筆の土地（別表の土地 1 から土地 3 まで）の登記の名義変更が未済となっている。

当該契約の相手方である山崎勝年は、当該 3 筆の土地を所有していた者の法定相続人の一人にすぎず、本来、売買には当該法定相続人全員の遺産分割協議において相続権を確定させ、当該土地の相続人への所有権移転手続が完了している必要があったが、売買契約時に相続手続は行われておらず、現在に至っても相続人全員の合意もなく、相続登記が未済となっている。

また、別表の土地 4 については、平成 10 年 2 月に山崎勝年との間で土地の境界確定に関する確約書を交わし、当該土地が当該温泉活用施設の敷地であることを確認していることから、両者間で売買契約を行う必要性は認識されていたと推測されるが、契約締結に至った記録が残っていない。

伊賀市（旧大山田村）は、平成 11 年 4 月 1 日、当該温泉活用施設の供用開始に伴い、別表の土地 1 から土地 4 までの 4 筆の土地の占有管理を開始し、同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、平成 31 年 4 月 1 日の経過をもって民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告又はその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

項番	土地の所在地番	地目	地積	登記名義人
土地1	伊賀市上阿波大ヶ首 3039 番地 5	山林	66 m ²	山崎 作蔵
土地2	伊賀市上阿波大ヶ首 3049	畑	36 m ²	山崎 作蔵
土地3	伊賀市上阿波大ヶ首 3067	山林	99 m ²	山崎 安治郎
土地4	伊賀市上阿波大ヶ首 2942 番地 23	山林	72 m ²	山崎 安治郎